

## 平成28年度 事業計画

### 《社会福祉法人イーストヘルスソサエティ》

#### 1【基本理念】

人としての尊厳を守り、生きがいある生活の支援

#### 2【基本方針】

コート・スマイルは、利用者の支援計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に、食事、入浴、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、機能訓練、栄養ケア、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とする。

(個人の尊重)

利用者の尊厳と、一人ひとりの思いを尊重し、信頼関係に基づいた家庭的で生活感のある暮らしを営むことができるよう支援します。

(利用者主体)

利用者の意思・選択の自己決定を最大限に尊重して、生きがいのある暮らしの実現、生活の質の向上に努めます。

(地域福祉の増進)

地域の中で、地域と共に歩む施設として、施設の専門機能を地域へ還元するよう地域福祉の増進に寄与するとともに、関係機関と連携し高齢者福祉サービスの中核施設を目指します。

#### 3【事業目標】

① 当法人が設立されてから13年が経過する。

その間、法人の経営は前理事長のリーダーシップのもと、母体である病院とともに推移してきた。

しかし、法人の継続のためには、経営基盤を安定させ、常に様々な場面における発展的発想や行動が必要である。

法人の歩みを継承発展させる使命を強く認識し、利用者サービスの向上、地域福祉の推進に積極的に取り組み、社会福祉の発展に貢献していくことが極めて重要であると考えます。

以上を踏まえて、法人のあるべき将来像を模索すると共に、一層の組織力強化を図り、職員の士気を高められる事業体に発展していくことを目的に、10ヶ年計画を策定する。

② 目標管理を導入する。

自主的に目標設定をしてコントロールすることで、職員の主体性を育てながら組織の成果を出す。

③ 地域からの信用を得て選ばれる施設には、サービスの質の向上は必至である。

④ 収支の健全性を全職員が意識することにより、より安定した経営が可能になる。

⑤ 組織の要は人である。職員が一丸となり働きやすい職場を工夫改善することにより、職場への愛着を一層高めることになる。

## 《特別養護老人ホーム コートスマイル》

### 4 【部署別目標】 ①サービス水準の向上 ②収支の健全性 ③働きやすい職場への工夫

#### ・事務

- ① 来客者への懇切丁寧な対応
- ② 未収金を無くする。 ③職員間の報告、連絡、相談を大切にする。

#### ・介護支援専門員、生活相談員

- ① 利用者各人に合った援助を行う。
- ② ショートステイ一日平均利用目標7.5人/日 ③互いの意見を尊重する。

#### ・看護

- ① 軽症状対応により入院者を減らす。
- ② 物品の節約 ③スタッフのコミュニケーションを密にする。

#### ・栄養

- ① “食べたい”を導き、栄養状態の維持、改善
- ② 厨房機材の適正使用と管理 ③他職種との交流と理解

#### ・2階介護職員

- ① 利用者の安全と楽しい生活
- ② 適正使用による節約 ③意見の言いやすい雰囲気づくり

#### ・3階介護職員

- ① メリハリのある生活の工夫。食事時は椅子に座って食べる。
- ② 無駄を排除 ③話しやすい環境づくり

### 5 【入退所】

利用者の選択性、介護保険制度としての公平性等を踏まえ、入所基準のもと、適正な判断をするよう努める。

- (1) 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- (2) 入所者について、その心身の状況、その置かれている環境を鑑みて、居宅において日常生活を営むことが出来ると認められている場合は、家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行う。
- (3) 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等の職員間で協議する。
- (4) 入所者の退所に際しては、居宅介護支援機関に情報の提供、その他保健医療サービス、福祉サービス機関との連携に努める。

### 6 【利用者の支援に関する計画】

- (1) 利用者について、その心身の状況、その置かれている環境、その家族の希望を勘案し、同意を得て支援計画を作成する。
- (2) 利用者の支援計画について、利用者の状況を勘案し必要な見直しを行う。

## 7【支援の方針】

- (1) 利用者について、その者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、適切な支援を行う。
- (2) 支援計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- (3) 支援に当たっては、懇切丁寧を旨とし、その家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) 支援に当たっては、生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (5) 職員自らその行う支援の振り返りを行い、常にその改善を図る。

## 7【介護】

- (1) 介護は自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて適切な技術を持って行う。
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入浴、又は清拭を行う。
- (3) その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄支援を行う。
- (4) おむつを使用せざるを得ない場合は、適正に取り替えるものとする。
- (5) 利用者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の支援を適切に行う。

## 8【食事の提供】

- (1) 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。
- (2) 食事の提供は、自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

## 9【相談及び援助】

常に心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その家族に対し、その相談、助言に適切に応じる。

## 10【社会生活上の便宜の供与等】

- (1) 教養娯楽設備を整えるほか、適宜のレクリエーション行事を行う。
- (2) 利用者の利便を図るため、計画的にスーパー等への買い物行事を行う。
- (3) 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者またはその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- (4) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

## 11【機能訓練】

利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

## 12【健康管理】

- (1) 医師又は看護師は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。
- (2) 医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳〔老人健康法（昭和57年法律第80

号) 第 13 条の健康手帳をいう] に必要な事項を記載するものとする。

ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

### 13【協力病院】

(1) 受診、入院治療を必要とする利用者のため、次の医療機関に協力を依頼する。

場 所 岐阜市芥見大般若 1 丁目 84 番地

医療法人カワムラヤスオメディカルソサエティ 河 村 病 院

(2) 協力歯科医療機関として河村病院内の歯科に依頼する。

### 14【地域との連携等】

その運営に当たっては、地域住民又は、その自発的な活動との連携及び協力を行う等、地域との交流を積極的に進める。

地域貢献委員会を中心に、具体的な取り組みを推進する。

### 15【事故発生時の対応】

(1) 利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講ずる。

(2) 利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

## 《短期入所事業》

### 1【基本方針】

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の精神的、身体的負担の軽減を図るものとする。

### 2【目標】 ①サービスの水準の向上 ②収支の健全性 ③働きやすい職場の工夫

① 一人ひとりにあった援助

② 一日平均利用者目標 7.5人

③ お互いを尊重する。

### 3【利用対象者】

この事業の利用対象者は、概ね 65 歳以上の要介護又は要支援者（65 歳未満であっても若年性痴呆症に該当する者を含む。）であって、身体が虚弱または寝たきり等のために日常生活を営むのに支障がある者とする。

### 4【介護】

- (1) 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴、又は清拭を行う。
- (3) 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄について必要な支援を行う。
- (4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- (5) 利用者に対し、前各号に規定するもののほか、臨床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

### 5【食事の提供】

- (1) 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した物とするとともに、適切な時間に行う。
- (2) 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

### 6【相談及び援助】

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境的の把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談、助言に適切に応じる。

### 7【社会生活上の便宜の供与等】

- (1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション事業を行う。
- (2) 利用者の利便を図るため、計画的にスーパー等への買い物行事を行う。

## 《デイサービスセンター コート・スマイル》

### 1【基本方針】

デイサービスセンターは、要支援、要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、個人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護予防を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者家族の精神的、身体的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2【目標】 ①サービス水準の向上 ②収支の健全性 ③働きやすい職場への工夫

① レクリエーション、機能訓練の充実（専門職の協力）

② 1日平均利用者目標8, 5名 ③思いやり

### 3【利用対象者】

この事業の利用対象者は、概ね65歳以上の要介護または要支援老人（65歳未満であっても若年性痴呆症に該当する者を含む）であって、身体が虚弱又は寝たきり等のために日常生活を営むのに支障がある者とする。

### 4【事業の実施】

利用者のそれぞれ通所介護計画に基づいて次のようなサービスの提供に努める。

#### (1) 基本事業

生活指導 (相談援助等)

機能訓練 (日常動作訓練)

介護サービス (移動や排泄の介助、見守り等のサービス)

介護方法の指導

健康状態の確認

送迎

#### (2) 通所事業

給食サービス

入浴サービス

#### (3) 入浴サービス及び給食サービスを実施する場合は、利用者の健康を十分勘案するとともに食品衛生管理について十分配慮し、サービスの向上に努める。

#### (4) 関連機関等と連携を密にするとともに、ボランティアの協力を得られるよう配慮し円滑な運営に努める。

## 《グループホーム スマイル》

### 1【基本方針】

グループホームは、認知症の状態にある要支援 2 から要介護者を対象とし、日常生活における援助を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定した健康で明るい生活をおくれるように支援する。

### 2【目標】 ①サービスの水準の向上 ②収支の健全性 ③働きやすい職場への工夫

① 個別支援計画の充実

② 資源を意識して無駄を省く。 ③情報の共有、月1回の会議の実行

### 3【利用対象者】

概ね 65 歳以上の中程度の認知症高齢者(65 歳未満であっても若年性痴呆症に該当する者を含む)であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 家族環境等により、家庭での介護が困難な者であること。
- (2) 概ね身の自立ができており、共同生活を送ることの支障がないこと。(極端な暴力行動や自傷行為がある等、共同生活を送ることが難しい者を除く)

### 4【事業内容】

- (1) 一定期間、住居及び食事の提供を行う。
- (2) 利用者に対して、金銭の管理の指導、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに、緊急時の対応を行う。
- (3) 利用者に対して、食事、入浴及び排泄等の援助を行う。
- (4) 痴呆性高齢者の介護サービス計画を作成し、共同生活を送るうえで自らの役割を持ち、生活環境に応じた行事、レクリエーション等を共同で行えるよう援助に努める。
- (5) 散歩、ドライブ及び買い物等を計画的に行う。

### 5【その他】

認知症高齢者に対するケアの実施、ケアの確保、緊急時の体制等の配慮に努める。

- (1) グループホームと同一建物内に特別養護老人ホームコート・スマイル、及び近接して介護老人保健施設カワムラコート等のバックアップ施設があり、ボランティア等のサポート体制も確保する。
- (2) ケアの確保、緊急時の体制については、近接する総合病院である河村病院を協力医療機関に依頼し、迅速に対応できる体制が確保されている。
- (3) 2ヶ月に1回家族会議を開催し、意見交換を行う。
- (4) 運営推進会議を通じ、事業運営及びサービスの質の向上を図るよう努める。